最終更新日：2018年4月18日
ピープル株式会社
取締役兼代表執行役　小暮　雅子
問合せ先：IR担当　飛田留美子
証券コード：7865
http://www.people-kk.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は小規模ながら、既に公開年度より取締役会の構成の改革を行い、当社と直接利害関係を持たない社外取締役の人数を過半数と定款に定め、同時に、経営の監視と業務執行の責務別の報酬制度の有り方の基準をつくりました。また、その結果を個人別に株主の皆様にディスクローズする等、どこよりも真っ先に徹底したコーポレート・ガバナンス体制を自主的に作り実行してまいりました。今後も当該方針を継続して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、東証JASDAQ（スタンダード）上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社　バンダイナムコホールディングス	888,000	20.01
桐渕真一郎	100,000	2.25
桐渕千鶴子	100,000	2.25
株式会社　三菱UFJ銀行	93,000	2.09
市川正史	90,000	2.02
株式会社　SBI証券	77,000	1.73
桐渕真人	72,000	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	65,400	1.47
梅田泰行	60,000	1.35
楽天証券株式会社	54,800	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	1月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	6名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森本美成	他の会社の出身者											
仙田潤路	他の会社の出身者							△				
市川正史	他の会社の出身者											
伊藤　拓	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
森本美成	○	○	○		大手証券会社等勤務経歴	世界経済市場の動向・金融の知識、経験等により、主に経営診断の専門家として経営の監視・監督に適任である
仙田潤路	○	○	○		株式会社バンダイナムコホールディングスの取締役、株式会社シーシーピーの代表取締役を歴任	筆頭株主のグループ企業の経営者を歴任し、経営の監視・監督に適任である

市川正史	○		○	○	公認会計士	主に会計の専門家として経営の監視･監督に適任である。 なお、当社は委員会設置会社としてすでに業務執行と（執行役と監視（社外取締役））が分離されています。 実質的には社外取締役のみで構成される監査委員会が独立役員の役割を既に果たしているものと認識しています。 そのため、社外取締役、監査委員の市川正史氏を独立役員に指定しました。
伊藤　拓		○	○		弁護士	これまで弁護士としての豊富なキャリアを持ち、他の上場企業の社外監査役も経験がある。また、米国留学中にロースクールを卒業、、経営学修士（IBEAR MBA）の資格を取得し、グローバルな法律･経営両面の知識や経験を、当社の今後の海外事業展開をはじめ経営全般の助言、指導に生かすことができる人材である。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	1	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	4名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
小暮雅子	あり	あり	×	×	なし
桐渕真人	なし	あり	○	×	あり
藤田潤子	なし	なし	×	×	あり
小田桐裕子	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 更新

監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人による事務局を置くこととします。
当該事務局に属する取締役及び使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重することとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

執行役会により任命を受け、当該手続きから独立した者において内部統制評価を実施し、その実施結果については執行役会へ報告を行います。評価の状況については、会計監査人と協議を行い、執行役会より監査委員会に報告する体制となっております。監査委員会は、重要な事項について取締役会に上申し、取締役会はその内容について審議しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役は執行役に対して独立性を保つ必要があります。そのため、執行役と取締役を兼務する社内の取締役と、社外取締役とは分けて考えます。社外取締役の報酬は、当社に生活を依存しない範囲の相応な確定金額とし、業績連動型とはしないものとします。執行役兼務の社内取締役については、執行役としての任務に対し報酬を支払うこととし、取締役としての確定金額はゼロとします。執行役の報酬については、執行役の責務は取締役会から委任を受け、継続可能な株主利益の拡大を追求することから、前期の業績等を勘案して決定する個人別の確定金額報酬に、株主利益に連動した業績連動の個人別の不確定金額報酬を加算することとし、個人別報酬を取り決めます。
執行役の不確定金額報酬については、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動型給与に該当する役員報酬を支給することとしています。算定方法については、有価証券報告書にその具体的算定式を記載しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	全員個別開示
(個別の執行役報酬の)開示状況	全員個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役・執行役ともに個人別に開示。(有価証券報告書等、参照)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役、執行役の報酬については、報酬委員会により方針が定められ、毎期の審議が委ねられます。
取締役は執行役に対して独立性を保つ必要があります。そのため、執行役と取締役を兼務する社内の取締役と、社外取締役とは分けて考えます。社外取締役の報酬は、当社に生活を依存しない範囲の相応な確定金額とし、業績連動型とはしないものとします。執行役兼務の社内取締役については、執行役としての任務に対し報酬を支払うこととし、取締役としての確定金額はゼロとします。執行役の報酬については、執行役の責務は取締役会から委任を受け、継続可能な株主利益の拡大を追求することから、前期の業績等を勘案して決定する個人別の確定金額報酬に、株主利益に連動した業績連動の個人別の不確定金額報酬を加算することとし、個人別報酬を取り決めます。
執行役の不確定金額報酬については、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動型給与に該当する役員報酬を支給することとしています。
執行役の不確定金額報酬の算定方法については、平成30年4月17日開催の報酬委員会において審議し、平成31年1月期の業績連動型不確定金額報酬の算定方法を下記の通りといたしました。

執行役の個人別不確定金額報酬の具体的算定方法は以下の通りとします。
a) 通期連結営業利益率10%以上、かつ、1株当たり当期純利益(個別)が50円を超えた場合を支給対象とします。
b) 当期純利益(個別)から(50円×発行済株式数)を差し引いた残額を業績連動型不確定金額報酬の原資とします。
c) 通期連結営業利益率を算定指標として、以下の場合に応じ、それぞれに掲げる算定方法で支給額を決定します。(1万円未満四捨五入)
ⅰ.通期連結営業利益率12%以上の場合
以下の算定式により、それぞれの支給額を算出します。

(算定式)
代表執行役　小暮雅子　　年俸額(2,000万円)×(12分の5)＝833万円
執行役　　藤田潤子　　年俸額(1,300万円)×(12分の3)＝325万円

執行役　　桐渕真人　　年俸額（1,300万円）×（12分の3）＝325万円
執行役　　小田桐裕子　　年俸額（1,200万円）×（12分の3）＝300万円
計1,783万円（上限金額）

ⅱ.通期連結営業利益率11%以上12%未満の場合
上記ⅰ.で算出したそれぞれの支給額に70%を乗じて得た金額を支給します。
ⅲ.通期連結営業利益率10%以上11%未満の場合
上記ⅰ.で算出したそれぞれの支給額に50%を乗じて得た金額を支給します。
ⅳ.上記b）で求めた原資が1,783万円未満の場合、業績連動型不確定金額報酬は支給しません。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役に対するサポート体制として、事務連絡についていは総務部が行っており、毎月開催される取締役会議の議題案内等を事前に行っております。また、説明を要する資料の事前配布等につきましては、総務部のほか、経理部等の担当からも直接各社外取締役へ通知し、意見収拾等のサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
桐渕千鶴子	名誉会長	業界団体との交流と情報収集および業界団体活性化活動に当社を代表してその任務にあたること。	非常勤 月額報酬50万円	2017/04/13	1年間
桐渕真一郎	創業者	当社の創業者として、若い社員に創業理念指導やベンチャー精神を伝授すること。	非常勤 月額報酬50万円	2007/04/12	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新　2名

その他の事項 更新

元代表執行役への業務委嘱に際しては、業務内容及び報酬について当社取締役会の決議によりこれを決定しています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行の状況につきましては、3ヶ月に1回開催される取締役会議において執行役より社外取締役に対し、業績や現状の課題等の報告を行っています。
監視・監督につきましては、監査委員会は上記の定時取締役会議における業務執行の状況ならびに結果報告に加え、年2回行われる監査法人から監査報告を受けております。
監査委員会および報酬委員会は、社外取締役のみで構成されており、指名委員会は社外取締役が過半を占める構成となっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

公開（上場）前より社外取締役を取締役の過半数とした当社の体制が、委員会設置会社の形態と一致したことから、2003年の商法改正に伴う制度化と同時に移行しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	期末決算日が1月20日であることから、株主総会は毎期4月中旬に開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	月次業績、四半期･半期･期末業績の掲示、その他適時開示資料の掲示。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部門においてIR事務窓口担当者（非専任）を設置。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は商品が主に玩具であるため、年度の売上高を左右するクリスマスの売上動向を期初から推測することは難しく、また、投資家の方々の判断を誤らせることにもなりかねないため、業績予想については次四半期までの予想開示に留めております。しかし、公開（上場）当初より、月次で業績数値と概況をディスクローズしており、それに基づいて投資家の方々がより客観的に予測を立てて頂くことを期待しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜コーポレート･ガバナンスに関する基本的な考え方＞
　当社は小規模ながら、既に公開年度より取締役会の構成の改革を行い、当社と直接利害関係を持たない社外取締役の人数を過半数と定款に定め、同時に、経営の監視と業務執行の責務別の報酬制度の有り方の基準をつくりました。また、その結果を個人別に株主の皆様にディスクローズする等、どこよりも真っ先に徹底したコーポレート･ガバナンス体制を自主的に作り実行してまいりました。今後も当該方針を継続して参ります。

＜内部統制システムの整備状況＞
　当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備･運用しております。取締役会で決議した基本方針及び運用状況は、以下のとおりです。

1)執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
a．各執行役は、取締役会に報告すべき事項を自ら取締役会で報告しており、常勤取締役は、業績検討会･執行役会等の重要な会議に出席し、監督的視点か ら執行役の業務執行状況を把握･助言を行っています。

b．全執行役で構成する執行役会を月１回開催し、効率性、有効性、妥当性などの事前調査と確認を経て、業務執行に関する重要事項に関して議論し決定しています。

2)業務の適正を確保するための体制
a．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人による事務局を置くこととします。

b．前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
前号の事務局に属する取締役及び使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重します。
c．執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

ⅰ）執行役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。監査委員会は、必要に応じて、執行役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人から説明･報告を求めることが出来ます。

ⅱ）執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに、監査委員会に当該事実を報告することを規定した執行役会規程を制定しています。

ⅲ）ⅰ）に関し、監査委員会に当該事実を報告したことを理由として報告した者が不利益な扱いを受けないよう内部通報制度マニュアルに明記し、管理することとします。

ⅳ）監査委員会は、会計監査人と定期的に協議を行い、適時報告を受けます。

d．監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査委員から、その職務の執行について、費用の前払、支出した費用及び利息の償還、負担した債務の債権者に対する弁済等が請求された場合には、監査委員の職務の執行に不要であることが明らかでない限り、速やかにその請求に応じます。

e．その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深めます。

ⅱ）監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録･会議資料等を閲覧する機会を与えられます。

3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.執行役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査委員に当該事実を報告することを規定した執行役会規程を制定しています。

b.「危機管理室」を設け、代表執行役が委員長となり、当社製品の品質管理の徹底状況を報告させ、改善課題等の職長との共有を四半期毎に行い下部組織に常時認識を促しております。また、「危機管理室」では品質に限らず、生産国における供給上のリスク他当社グループのリスク評価を行いその管理および低減に努めています。
個別の損失危険につきましては、以下の取締役会決議をしています。

ⅰ．執行役は、取締役会への為替予約の方針及び執行状況を報告する義務を課す決議
ⅱ．取引信用保険を更新する決議

4)執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．経営の監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役）を分離し、執行役への大幅な権限移譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させます。

b．執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規定を整備し、それらの明確化と周知徹底をします。

c．全執行役で構成する執行役会議を定期的に開催し、効率性、有効性、妥当性などの検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定します。

5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社員は法令違反の隠蔽、意図的違反の議決、内部機密事項の漏洩が行われることを発見した時は、直ちに監査委員会または外部機関に当該事実を報告しなければならない旨を、従業員服務規律に定めています。

6)当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. 子会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制として、子会社業務についても適宜報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告を行うことを定めています。

b. 子会社の損失の危険の管理規程として当社担当者及び担当執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに当社監査委員に当該事実を報告することを定めています。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するために子会社による決裁権限規程を定めています。

d. 子会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するために当社の取締役は子会社の取締役を兼務し、職務の執行状況を随時把握し指導することにしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、当社総務部門が警察等の外部専門機関との連携を図り、情報収集等を行い、反社会的勢力排除に取り組んでおります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特に定めておりません。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

平成30年4月17日開催の第41期定時株主総会において、取締役6名が選任され、同日開催の取締役会議において各委員会の委員が選任され就任しました。（「経営上の意思決定、執行役及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」に記載のとおり）です。